



栃木県公報

令和6(2024)年
1月18日(木)
号 外
第 2 号

目 次

公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第1号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月18日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第6条関係）警察本部長専決事項		別表第1 （第2条、第6条関係）警察本部長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1 略		1 略	
<u>2 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第12条第1項の規定による仮給付金の支給の決定（同一の申請に係る2回目以降の決定に限る。）</u>		<u>2 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第10条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の受理</u>	要
3～5 略		3～5 略	
<u>6～51 略</u>		<u>6 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第9条第1項の規定による国外犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の受理</u>	要
		<u>7～52 略</u>	
別表第8 （第3条、第6条関係）県民広報相談課長専決事項		別表第8 （第3条、第6条関係）県民広報相談課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
<u>1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第10条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の受理</u>			

2～7 略

8 国外犯罪被害弔慰金等の支給
に関する法律（平成28年法律第
73号）第9条第1項の規定によ
る国外犯罪被害弔慰金等の支給
裁定申請の受理

9～14 略

1～6 略

7～12 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。